

2022年4月1日から 成年年齢引き下げに伴い 「小児慢性特定疾病医療費助成制度」の申請手続きが変わります

(民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)の施行)

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。
小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、18歳以上を「**成年患者**」とします。
成年患者は「本人名義で申請手続き」をする必要があります。

- 患者本人による申請が難しく、ご家族等が申請者として申請される場合には、「**委任状**」を添付する必要があります。
成年後見人等の法定代理人が申請する場合、委任状は不要です。

2022年4月1日以降の対象者と手続き方法

2022年3月31日まで

小児慢性特定疾病児童等
0歳～20歳未満の方が対象



小児慢性特定疾病の保護者
または成年患者

申請等



都道府県等の窓口

2022年4月1日から

成年患者 18歳以上20歳未満の方

- 「**本人**」の名義で申請。
- 家族等が申請する場合は「**委任状**」が必要。

小児慢性特定疾病児童 18歳未満の方

- **保護者(監護者)**が申請。
- 18歳到達時点で、この制度の対象となっていて、引き続き治療が必要と認められる場合は、「**成年患者**」に移行します。

申請手続きに関する詳しい情報は「小児慢性特定疾病情報センター」ウェブサイトをご覧ください。

- ・お住まいの都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市ごとの申請窓口
- ・都道府県ごとの指定医や指定医療機関
- ・小児慢性特定疾病の疾病概要や診断の手引き などが掲載されています。



小児慢性

検索

<https://www.shouman.jp/>

「委任状」については裏面をご利用ください。

委任状

(代理人)

住所

氏名

生年月日

上記の者を私の代理人に選任し、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請に係るすべての手続きを委任します。

記

年 月 日

(委任する方)

住所

氏名

※

生年月日

※自筆署名または記名押印

越谷市長 宛